

朝日村ふるさと応援寄附金

朝日村ふるさと納税返礼品提供事業者等取扱要領

朝日村 企画財政課

令和 7 年 10 月 1 日作成

朝日村ふるさと納税返礼品提供事業者等取扱要領

1 目的

ふるさと納税制度の適正な運用を図るため、朝日村ふるさと応援寄附金（以下、「ふるさと納税」という。）にかかる返礼品提供事業者の申請や審査に関する内容、返礼品の提供等に関する事項について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- (1) 事業者 朝日村内に本社（本店）、支社（支店）、営業所又は生産拠点を有する法人・団体又は村内で事業を行う個人をいう。
- (2) 返礼品提供事業者 地元産品・サービス等を提供している事業者のうち、この要領の規定に基づいて申請したものという。
- (3) 寄附者 朝日村にふるさと納税した者をいう。
- (4) 中間事業者 朝日村がふるさと納税に関する業務を委託する事業者をいう。
- (5) 返礼品 返礼品提供事業者が取り扱う商品のうち、寄附者へ贈呈する物品又はサービスとして国の確認を得たものをいう。
- (6) 広告物 返礼品の送付に合わせて、返礼品提供事業者が地元産品等を広告宣伝するためのものをいう。

3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、本要領の内容に同意し、履行できるもののほか、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (1) 事業者（法人の場合その代表者含む。）が村税等の滞納がないこと。
- (2) 事業者（法人の場合その代表者含む。）及び従業員が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (3) 返礼品を安定的に提供できること。（数量限定、期間限定等は可とする。）
- (4) 寄附者に提供した返礼品の品質、性能等に瑕疵があった場合に、その瑕疵に責任を持つこと。
- (5) 食品を提供する場合は、食品の産地名の適正な表示を行うこと。
- (6) サービス等を提供する場合は、村内で行われるサービス等であること

を明記すること。

- (7) 村が必要と認める場合に行う調査（実地調査を含む。）に応じること。
- (8) 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと。
- (9) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。
- (10) 村が実施するアンケートやシティプロモーションなどの取組に対して、可能な限り協力することこと。

4 返礼品提供事業者の責務

(1) 返礼品の送付

- ア 村から提供された寄附情報に基づき、寄附者に対してできる限り速やかに返礼品の送付を行うこと。
- イ 返礼品の送付に係る事故、トラブル等が発生しないよう細心の注意を払い、発生した場合には、遅滞なく村に報告するとともに、返礼品提供事業者の責において適切に処理すること。

(2) 個人情報の取扱い

返礼品提供事業者は、村から提供を受けた寄附者の個人情報を返礼品にかかる事務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、返礼品提供事業者ではなくなった後においても同様とする。

(3) その他

返礼品提供事業者は、中間事業者と返礼品売買契約書を別途締結すること。また、村税等にかかる課税、納付状況などについて調査することを承諾すること。

5 返礼品提供事業者の申請及び審査

返礼品提供事業者の申請及び審査は、次の手順によるものとする。

(1) 申請受付期間

通年

(2) 提出書類

次の書類に必要事項を記入の上、朝日村企画財政課に提出すること。

【提出書類】

- ・朝日村ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式1）

- ・村税納付状況確認承諾書（様式2）

(3) 返礼品提供事業者の審査

村において、(2)の書類をもとにふるさと納税の返礼品提供事業者の審査を行い、承認の可否を決定する。結果については、申請のあった事業者に対し、1か月以内に書面にて個別に通知する。

(4) 承認の取消し

返礼品提供事業者の承認後、申請内容に虚偽又は事実と異なることが判明した場合若しくは本要領で定めた事項が履行されない場合にあっては、村が承認を取り消すことがある。

6 返礼品の申請及び審査

返礼品の申請及び審査は、次の手順によるものとする。なお、返礼品提供事業者の申請と同時に行うことができる。

(1) 申請受付期間

通年（随時受付ではあるが、国への申請タイミングは年に4回であり、申請時期によっては返礼品の提供開始まで3～4カ月程度要することに留意すること。）

(2) 提出書類

次の書類に必要事項を記入の上、朝日村企画財政課に提出すること。

【提出書類】

- ・朝日村ふるさと納税返礼品登録申請書（様式3）
- ・返礼品リスト（様式4）
- ・返礼品に関する写真
- ・返礼品の製造工程等の詳細が分かるカタログ等

(3) 返礼品の審査基準

次のア～ウの基準を全て満たすこと。

ア 総務省が定める地場産品基準（総務省告示第179号第5条）に該当すること。

イ 村の魅力を発信し、地域振興に寄与する要素を有すること。

ウ 関係法令を遵守し、公序良俗に反しないものであること。

(4) 返礼品の提供

村において、上記提出書類をもとにふるさと納税の返礼品の審査を行

い、適當と認められる場合には、続けて国へ事前確認の申請を行う。村は国の確認結果をもって、当該事業者に当該返礼品の提供の可否について通知する。

返礼品の提供期間は、国の確認を受けた翌年度の9月末日を期限とする。ただし、返礼品提供事業者からの申し出がなく、かつ村の承認取消を受けていない限り、1年ごとに自動更新するものとする。

(5) 返礼品の提供の終了

返礼品提供事業者の都合により返礼品の提供を終了し、又は中止し、返礼品の申込受付を停止する場合にあっては、停止する1か月前までに村にその旨を報告すること。なお、それまでに申込みのあった寄附に係る返礼品については、返礼品提供事業者が責任をもって対応すること。

(6) 返礼品の提供中止

国における返礼品の確認後、虚偽又は事実と異なることが判明した場合若しくは本要領で定めた事項が履行されない場合にあっては、村は返礼品の提供を中止することがある。

7 寄附申込受付の開始

国における返礼品の確認後、村、返礼品提供事業者、中間事業者との間で協議を行い、その協議が整い次第、朝日村が寄附を募集するインターネットサイトその他媒体にて、寄附申込みの受付を開始する。

なお、寄附金額については、返礼品の金額が寄附金額の3割以下となるように村において設定を行う。

8 その他の留意事項

(1) 委託等の禁止

返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、広告物の印刷及び付帯業務の委託等並びに書面により村長の承認を得た場合は、この限りでない。

また、返礼品提供事業者は、返礼品の提供に係る業務を実施するに当たり得た権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面により村長の承認を得た場合は、この限りでない。

(2) 制度等の変更

村は、今後、ふるさと納税制度等に係る方針が変更された場合、承認後であっても、提供する返礼品の内容の変更又は停止を求めることがある。

9 問い合わせ先

➤ 募集に関すること、ふるさと納税制度等に関するこ

朝日村 企画財政課

電話 : 0263-99-4107 FAX : 0263-99-2745

E-Mail : furusato@vill.asahi.nagano.jp

➤ 返礼品の登録等に関するこ

株式会社さとふる

電話 : 03-6680-2766 (代)

E-Mail : cs@satofull.co.jp